

(案)

硬貨選別収納機賃貸借契約書

静岡県道路公社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、硬貨選別収納機の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、その所有する硬貨選別収納機を甲に賃貸し、甲はこれを賃借するものとする。

（用途）

第2条 甲は、硬貨選別収納機をその業務のために使用し、その他の用途に使用してはならない。

（賃貸借の期間）

第3条 硬貨選別収納機の賃貸借の期間は、第7条に基づく引渡しの日から60か月間とする。

（賃貸料）

第4条 前条に定める期間における賃貸料の総額は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（賃貸料の改定）

第5条 第3条の賃貸借の期間中において、法令の定める理由、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由により前条の賃貸料を改定する必要があるときは、甲乙双方協議のうえ、その額を定めるものとする。

（支払方法）

第6条 第4条の賃貸料は、月額で金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とし、甲が乙に対して支払うものとする。

2 乙は、当該月分の賃貸料を翌月の 日までに甲に請求し、甲は請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 賃貸料は、賃貸借期間の初日から起算するものとする。

4 賃貸借期間に1か月未満の端数が生じた場合は、日割り計算によるものとする。

（硬貨選別収納機の引渡し）

第7条 乙は、この契約の締結後、令和7年3月31日までに硬貨選別収納機を以下の場所において甲に引き渡すものとする。

・伊豆中央道 江間料金所事務所（伊豆の国市北江間 1631）

2 乙は、硬貨選別収納機を甲に完全な状態で引き渡す義務を負うものとする。

3 硬貨選別収納機の納入に要する一切の費用は、乙が負担する。

（瑕疵担保）

第8条 甲は、乙の納入した硬貨選別収納機に瑕疵のあることを発見した場合は、乙に書面で通知し、乙は当該硬貨選別収納機を速やかに正常にするか、又は同等硬貨選別収納機と交換しなければならない。

（善良な管理）

第9条 甲は、善良な管理者の注意をもって硬貨選別収納機を管理しなければならない。

2 甲は、乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。

（売却制限及び抵当権等の設定禁止）

第10条 乙は、硬貨選別収納機を甲の承諾を得ないで第三者に売却してはならない。

2 乙は、硬貨選別収納機に抵当権、質権その他形式のいかんを問わず硬貨選別収納機の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

（硬貨選別収納機の原状変更）

第11条 甲は、硬貨選別収納機の改造等、硬貨選別収納機の原状変更を行う場合は、あらかじめ乙の承認を得るものとする。この場合において、変更に要する費用は、甲が負担するものとする。

（硬貨選別収納機の返還）

第12条 第3条に定める賃貸借の期間が満了したときは、甲は、直ちに第7条に示す場所において硬貨選別収納機を返還しなければならない。

2 硬貨選別収納機の返還に要する一切の費用は、乙が負担するものとする。

（損害賠償責任）

第13条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は次条の定めによりこの契約の全部又は一部が解除された場合において、契約違反者は、その相手方にその損害を与えたときには、直ちにその損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第14条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(契約の違反)

第 15 条 甲及び乙は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、相手方に催告をした後、なお履行の誠意がないと認めるときは、文書によって契約を解除することができるものとする。

(合意管轄)

第 16 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 17 条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、甲乙双方協議のうえ、処理するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 7 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町 9 番 18 号
静岡県道路公社
理事長 矢野 弘典

(乙)